

千葉県動物公園ボランティア制度要領

1 目的

この要領は、千葉県動物公園ボランティア制度要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づくボランティア活動の具体的な活動の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定員（要綱第5条）

園長は、前年度のボランティア活動状況をもとに、当該年度の定員を4月中に決定する。

3 募集期間および募集人数（要綱第6条）

募集は期間を定めて行い、募集期間は募集開始後、概ね1ヶ月とする。募集方法を含めた詳細は、園長までの決裁を経て決定する。

4 登録者の選考方法（要綱第7条）

園長は、登録を希望する者すべてに対し、登録申請書に不備のないこと、及び個別面接により当制度の目的が理解されていることを確認したのち、養成講座への参加を決定する。養成講座受講後、ボランティアとして適格と認めるものを登録者として決定する。面接者は、園長、副園長2名の三者とする。ただし、副園長が不在の時は副園長補佐とする。

5 養成事業（要綱第10条）

動物公園は、以下の内容に関する養成事業を行う。

（1）ボランティア登録者に対する養成講座

養成講座の内容は、次表のとおりとし、原則として、講師は動物公園の職員が担当するが、内容によっては、動物公園の職員以外の講師を依頼する場合もある。

千葉県動物公園ボランティア養成講座の内容

項目	内容
当制度の趣旨に関わる こと	①当動物公園が期待するボランティア活動について ②当動物公園の沿革・概要・方針について ③これまでのボランティア活動の紹介 ④当園のボランティア活動見学
動物園及び当動物公園 に関すること	①動物園の社会的役割 ②当動物公園のイベント概略 ③当動物公園の飼育・展示動物の特徴 ④当動物公園の組織

- (2) 要綱第13条第1号に規定する「展示動物の解説」(特に新着動物)に関する研修(飼育実習を含む)
- (3) ボランティア活動をするにあたってのレベルアップ研修(接遇研修、解説手法の研修など)
- (4) 要綱第13条第2号に規定する自主研修及び情報収集活動に必要な支援
- (5) 他園館へのボランティア活動研修

6 活動内容(要綱第13条及び第14条)

- (1) 展示動物や植物の解説(ガイドやクイズ、クラフト教室など多様な方法での解説を意味する)に関すること。
- (2) 動物公園が主催又は共催するイベントへの協力等に関すること。
- (3) 安全や快適さを保つための、動物公園内の巡回や美化等に関すること。
- (4) 来園者の満足度向上に向けた自発的活動
- (5) 情報収集や飼育担当者への取材。ただし、この活動は「活動日数」には含まれない。
- (6) 毎年度終了後にボランティアの活動状況を確認し、1か月あたり2日以上
の活動日数に満たないものに対し、活動継続の意思を確認する。
- (7) その他、必要と認められる活動については、園長と協議する。

7 委員会(要綱第17条)

- (1) 委員会の開催
園長は、概ね3か月に1度、委員を招集し、協議事項を委員から提出させる。
- (2) 委員会の協議事項
 - ア ボランティア活動状況の確認に関すること。
 - イ 必要な養成事業の計画と実施に関すること。
 - ウ ボランティアの新規募集の計画と実施に関すること。
 - エ ボランティア活動の経費に関すること。
 - オ ボランティア活動の内容に関すること。
 - カ その他、委員会が必要と認めること。

8 ボランティア会合

- (1) 懇談会の開催
懇談会は園が主催するものとし、開催は原則として四半期に1回とする。
- (2) 定例会の開催
定例会はボランティア主催とし、適宜、開催するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。